

学力基準の取扱いについて

奨学資金貸付申請における学力基準については、「高等学校等育英奨学資金事務の手引」（以下、「事務の手引」という。）及び下記により、遺漏のないよう事務処理願います。

記

1 基準となる学習成績

在学する学年	第1学年	第2学年以降
基準となる学年	中学校第3学年	前年度在学した学年
基準となる学習成績	3.5 以上	3.0 以上

2 基準となる学習成績に満たない者の取扱い

(1) 学力の「特例」基準該当

ア 前項「基準となる学習成績」の値未満であっても、「事務の手引」6ページ「2特例基準（予約・在学共通）の（1）学力」の①～④のいずれかに該当する場合は、特例として貸付対象とすることができる。

イ この場合、特例者の学習成績は、次のとおりであること。

在学する学年	第1学年	第2学年以降
基準となる学年	中学校第3学年	前年度在学した学年
「特例」に該当する場合の成績	3.0～3.4	2.7～2.9

ハ 学力の「特例」として申請する場合は、「奨学生学力基準等審査書」に成績値と学校長の所見を必ず記入すること。（「事務の手引」6ページの説明及び18ページの記入例（「例2」）を参照すること。）

3 特別支援学校等在籍者及び不登校・長期欠席者等の学習成績

特別支援学校（中等部・中学校の特別支援学級）在籍生徒及び不登校、病気等による長期欠席により、評定平均値の算出が困難な場合は、「奨学生学力基準等審査書」の「学習成績（5段階評価）の評定平均値」欄は空欄とし、学校長所見欄に本人の普段の学習状況、高等学校等における学習意欲等を記入し、学習成績の評定に代えることができる。

4 確認

奨学資金貸付申請における学力基準については、「事務の手引」を参照し、必要事項の記入漏れがないよう留意願います。

◎ 上記について、「事務の手引」（抜粋）を添付していますので活用願います。